## 建築基準法第56条の2第1項ただし書き許可の一括同意

防府市建築審査会条例第8条の規定に基づき、一括同意事項を以下のとおり定める。

建築基準法(以下「法」という。)第 56 条の 2 第 1 項ただし書の規定において、 下記に掲げる条件を満たすものについて、一括同意することができるものとする。

記

建築基準法(以下、「法」という。)第56条の2第1項の規定に関する既存不適格建築物の敷地において増改築するもので、増改築部分が、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間において、その敷地の用途地域に応じた法別表第4(は)欄の各項に掲げる平均地盤面からの高さの水平面に、敷地境界線からの水平距離が5mを超える範囲において日影となる部分を生じさせないもの。

なお、この場合、法第56条の2第3項の規定を適用することができるものとする。

附則

この基準は、平成29年2月3日から適用する。